

令和7年度事業計画

大阪精神科診療所協会（以下、「大精診」）は公益社団法人として、従来より実施している精神科一次救急事業、市民向け講演会、啓発事業、学術講演会等に加え、精神保健指定医による措置診察を含む救急医療体制支援事業の拡充や、大阪府妊産婦こころネットへの協力を通じて、公益事業のさらなる充実を図る。地域精神科医療の分野においては、平成30年4月より実施されている第7次大阪府地域医療計画および、国が推進する「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築が進められている。大精診も、大阪府障がい保健福祉計画に基づき設置される各障がい保健福祉圏域の医療・保健・福祉体制の充実に向けた議論に積極的に参画し、地域ごとの課題解決に貢献する。

精神科救急体制においては、これまで実施してきた救急診療所事業を一層充実させる。令和2年度からは365日の準夜帯、休日の日勤帯・準夜帯に事業を拡大し、在阪5大学の精神科教室との協力体制を継続することで、一次救急診療所の適正かつ安定的な運営体制を整えている。さらに、令和6年9月より夜間・休日措置診察受付窓口およびおおさか精神科救急医療情報センターに精神保健指定医を1名常駐させ、措置診察を実施できる体制を整備している。今年度は全ての当直枠で当直医を確保することを目指し、そのために措置診察や精神科救急対応に関する研修など、会員向けの卒後研修を実施する予定である。また、各診療所におけるマイクロ救急体制の整備も重要課題と捉え、引き続き協力医療機関の拡充に努める。

また、地域精神保健、学校精神保健、産業精神保健、高齢者精神保健、自殺対策、依存症（アルコール・ギャンブル等）対策、児童虐待問題、妊産婦のメンタルケアを含む女性のライフイベントを見据えた精神保健など、各分野においても精神科診療所が社会資源として機能するための支援体制を充実させる。近年では、大阪府のギャンブル等依存症簡易介入マニュアル普及事業や大阪府妊産婦こころネットへの協力を実施しており、今後も地域精神保健の課題に対応するための委員会活動をさらに活発化させる必要がある。各分野の委員会が迅速に情報収集・課題発見・対策検討を行える体制を強化し、府内の関連団体や行政機関と連携して活動を推進する。また、全国的な精神科医療・保健・福祉施策の改革にも対応するため、日本精神神経科診療所協会や日本精神神経学会との密接な連携・協力を強化し、引き続き堅固な協力体制を構築する。

加えて、会員にとって大精診への入会が意義深いものとなるよう、従来通り学術講演会や情報提供の充実に努めるとともに、会員の病気や公務による代診支援、法的助言が必要な場合の法務支援などを通じて、会員診療所の安定した運営を支援する。さらに、日本精神神経科診療所協会が主催する日本外来精神医学会への積極的な参画を通じて学会活動の充実を図り、学術的な観点から外来精神医療の発展に寄与することを目指す。

I 公益的な精神保健活動の企画と実施

公1 地域医療・地域保健の充実をはかる事業

公1（1） 講演会事業（一般住民対象）

- ・市民講演会【企画啓発事業委員会】
年10回、市民の精神保健福祉に関する啓発活動としての講演会（第165回～第174回）を行う。
- ・大阪府医師会との共同による認知症に関する市民公開講座【高齢者問題検討委員会】
外部より講師を招き、市民に対して認知症に関する講演を行う。

公1（2） インターネットによる普及啓発事業

- ・公開ホームページの作成・管理【情報システム委員会】
大阪精神科診療所協会のホームページ（<https://www.daiseishin.org>）の改訂・更新を行い、精神疾患、精神科医療、精神保健福祉などに関する情報を提供する。

【令和7年度事業計画】

- ・精神保健に関するコンテンツの作成による情報提供及び啓発事業【企画啓発事業委員会】
一般市民にうつ病、統合失調症、発達障害等の精神的諸問題に対して、知識の普及啓発活動をインターネット等を介して行う。

公1 (3) 冊子による普及啓発事業

- ・自殺対策啓発及び会員医療機関の情報提供を目的とした冊子の作成【事務局】
自殺対策として、うつ病を中心とした精神疾患の啓発情報と会員医療機関の情報をまとめた冊子を作成する。作成した冊子は精神保健無料相談などの大精診が主催・関連する催しで配布する他、啓発の内容や対象者に合わせて、適切な組織・団体に配布の協力を依頼する。

公1 (4) 精神保健無料相談事業

- ・第42・43回「専門医による一こころの健康なんでも相談」の開催【企画啓発事業委員会】
一般市民に精神科診療所を身近に感じていただくことを目的に、無料の精神保健相談を年2回開催する。ポスター、パンフレットによる啓発事業を同時に開催する。
- ・災害時におけるDPAT連携支援活動【災害対策・震災支援委員会】
大阪府内外における発災時に、速やかに且つ適切に精神科医療及び精神保健活動の支援を行うため、災害発生直後から迅速に会員の安否確認および会員診療所被害状況確認をおこなう体制を整備するとともに、大阪府DPATとの連携により、必要な被災者相談支援活動などをおこなう。

公1 (6) 精神科救急医療運営事業

- ・大阪府域及び大阪市内における精神科一次救急体制の維持・運営【精神科救急委員会】
大阪市こころの健康センター内にある精神科救急診療所の運営・維持を行う。内容として当番医師、当番スタッフ（精神保健福祉士、看護師等）の勤務表作成や保険請求業務等を行っている。
また平成24年度から始まった精神科救急医療情報センターと連携して精神科一次救急医療のより充実を図る為のオンコール体制や、大精診会員診療所の自院患者の診療情報を拠点病院や精神科救急医療情報センターと随時連絡が取れるようにマイクロ救急体制の維持・運営を行っている。
なお大精診が別途契約し、精神科救急医療情報センターにオンコール体制の協力会員の連絡先が入力されている携帯電話を設置している。
令和2年度から休日（日・祝・年末年始）の診療時間を準夜帯まで延長した。

- ・精神保健指定医による精神科救急医療体制支援事業【地域医療への貢献（措置輪番）に関する委員会】
大阪府、大阪市及び堺市では、令和6年9月より夜間・休日措置診察受付窓口及びおおさか精神科救急医療情報センターにおいて、精神保健指定医を1名配置し、措置診察実施判断や情報センターにおける受診調整の支援を行うとともに、措置診察決定時には警察署において一次診察を行うことができる体制を整備している。
具体的には、平日及び休日の夜間午後5時から翌朝午前9時まで、休日日中午前9時から午後5時までの時間帯で、大阪府こころの健康総合センター内で指定医が勤務し、措置診察窓口や情報センターでの調整へアドバイスをを行うとともに、措置診察のためにセンターの職員とともに警察署へ出向くという業務である。（勤務の開始、終了の時間については各医療機関の診療時間等をできるだけ配慮することとなっているので相談により変更可）
背景として、夜間・休日に措置診察案件が発生した場合、現在は全てが緊急措置診察となっているが、「措置入院の運用に関するガイドライン」に沿って指定医2名による診察の体制を整備することで、対象者が病院に搬送されてからではなく、早期に一次診察を受けることができ、また翌日の本鑑定が不要になることで、対象者の負担を軽減し、併せてより適切で安全な搬送体制をめざすものである。
本事業は、現在の体制に加えて指定医を配置する事業になり、現状の夜間・休日の措置病床の輪番体制についての変更はない。現在の緊急措置入院用の病床は措置入院用の病床として、今までどおり確保され、対象者が搬送されれば、緊急措置診察ではなく措置診察の二次診察を輪番病院にて行うことになる。
大阪府からの依頼を受けて、大精診が受託事業者として、本事業を請け負うこととなった。令和6年6月に受託契約を締結。令和6年9月から事業を実施している。令和6年度において大精診会員、大精協会員病院等の協力

【令和7年度事業計画】

により既に当直枠の75%で当直医の確保される状況となっている。令和7年度中に100%の達成を目指すべく、大精診会員への周知、協力依頼を当委員会が中心となって実施する。また大精診会員への卒後研修の一環として、措置診察や精神科救急対応についての研修も今年度中に実施する予定である。

公1 (7) 精神科診療所臨時代診等支援事業

・代診支援・法務支援【会員支援委員会】

- ①会員の病気、もしくは理事会の認めた公務などにより、代診が必要な場合に、代診を実施するネットワークを構築する。
- ②利用者とのトラブル時の助言、弁護士への紹介などを行う。
- ③会員の医院の継承にもできる範囲で対応する。"
- ④医師としての法的課題や診療所運営上の法的問題に対して、会員が弁護士に法律相談できるよう枠組みを構築し、運用する。

・新入会員勧誘や現会員の親睦を図り、大精診の発展を図る事業【将来計画プロジェクト】

- ①新入会員を勧誘する。
- ②学術研究会や共通に趣味などで会員間の親睦を深める。
- ③新規開業や承継などの研究会を開催する。

公2 医学・医術の発展を図る事業

公2 (1) 学術研究会開催事業 (医師・医療従事者対象)

臨床現場での治療・診断、また最近の医療情勢などについて、精神科医療の最新の知識を学習し、また興味ある話題や日常臨床経験について質疑応答・意見交換を行い、臨床対応力の向上を目指して、精神科医をはじめ一般医師を対象とした学術研究会を企画実施する。

・学術研究会の開催【学術委員会】

学術研究会 (年間4~6回)。なお、全ての研究会で専門医ポイント申請を予定している。

・診療ガイドライン普及検討会【学術委員会】

これまでは症例検討会を通じて、広く一般医、会員の精神科医療の知識と向上を目的として、年2回(4月・9月)に開催していたが、令和元年より統合失調症とうつ病の治療ガイドライン講習会を行って、非常に好評であった。令和2年度はコロナ禍で止むを得ず中止となったが、3年度からはオンラインにて同様のガイドライン講習会を企画実施し、専門医ポイント申請もしている。コロナ禍以降はオンライン開催となり、全国から視聴されている。

・認知症の地区医師会との地域連携に関するシンポジウム【高齢者問題検討委員会】

シンポジストを数名招き、認知症の地域連携に関して、大精診のサポート医を中心とした地区医師会との連携についてのシンポジウムを行う。

・薬物依存症学術研究会【処方薬乱用・依存防止委員会】

アルコール・薬物依存あるいは、嗜癖問題行動についての学術研究会もしくは症例検討会を行い、薬物依存症についての理解・知識を深め診断、対応能力の向上をはかる。年2回開催予定。

・産業精神保健講演会(日医認定産業医研修)【産業精神保健委員会】

企業や職場における産業精神保健にまつわる種々の課題について、会員精神科医・コメディカルスタッフ・産業医等が合同で研修会を開催し、見識の向上と連携を深める。また、その中で産業精神保健における精神科診療所の役割等を探る。(年2回開催)

・児童青少年に関わる精神疾患と関連する諸問題をテーマとした講演会【児童青少年問題検討委員会】

【令和7年度事業計画】

発達障害、不登校、ひきこもり等の児童・青少年における精神的諸問題に対する勉強会及び啓発活動を行う。

- ・講演会「経験語り継ぐ」【医療制度委員会】
精神科診療所活動を中心とした地域精神科医療の経験を比較的若い層の精神科医に伝えるための講演会を年一回行う。今後の精神科医療活動に精神科診療所から見えてきた知見を活かしてゆくことを目的とする。
- ・医療観察法関連問題勉強会【医療観察法検討委員会】
所謂相模原事件以降、精神保健福祉法の改正にあわせて、措置入院後のフォローアップについて、厚労省は検討会を立ち上げており、Community Treatment Order など非自発的医療の可能性の検討に入っている。さらに、医療観察法の通院処遇をになう精神科診療所が各地に出来てきており、精神科診療所における「強制通院」が現実のものとなりつつある。このような状況に鑑み、今後の精神科診療所のあるべき姿を検討する。
- ・伝達講習会【福利厚生委員会】
各方面の伝達事項をお互いに伝え合い、同時に会員同士および会員と関連団体・関係機関との相互の連帯・親睦を深める。令和7年2月に伝達講習会と学術講演会の実施を検討中である。

公2(2) 研修会開催事業(精神保健医療・福祉関係機関従事者等対象)

国や府の精神医療・福祉施策とその現状についての情報交換とともに、地域における精神科診療所のあり方、診療所活動の方向性、精神科医が社会的に果たせる役割について考察し、関係諸機関や既存のネットワークとの連携について模索するため、精神科診療所に携わる医療従事者をはじめ、関係機関従事者の資質向上のために研修会等を開催する。

- ・職員研修交流会【地域精神福祉委員会】
診療所職員は日常の業務に追われ、ともすれば多くの問題を抱え、診療所内だけで自己完結しがちである。支援者のためのストレスコーピングなどの講演またはワークショップを通し、職員の精神保健に寄与し、患者対応にも活用できるような研修会を行う。
- ・弁護士等専門家を対象とした研修会【自殺対策検討委員会】
全国の自殺者数が平成22年以降減少傾向にあったが、令和4年には増加に転じており、今なお高い水準が続いているなか、精神障害者の自殺予防の観点から法的問題・医療的問題について理解を深めることで弁護士等の専門家と精神科医・一般科医との連携を目指し、自殺対策の強化を緊急に図ることを目的に事業を実施する。
- ・自殺予防のための講演会・研修会 講師派遣【自殺対策検討委員会】
うつ病などの精神疾患から自殺企図におよぶことを予防するため、産業現場、地域、あるいは、負債などの相談を行う場面でうつ病や自殺念慮のある人を早期に発見し、早期の対応を可能とすべく関係者への研修会等を催す。一般科医、産業医に対する精神医学に関する研修を行う。大阪府、大阪市、堺市の自殺対策会議に委員として出席し、精神科医療機関からの意見を具申する。さらに、行政が行う自殺予防関連企画に協力し、研修の企画、講師担当などを受け持つ。
- ・産業精神保健のための講演会・研修会 講師派遣【産業精神保健委員会】
一般市民や職場におけるメンタルヘルスの講演会を通じて、広く一般市民や企業に産業メンタルヘルスの重要性和知見を深めるために講師を派遣する。
- ・講師派遣事業【児童青少年問題検討委員会】
学校教育相談の現場、行政機関、民間機関主催の児童の精神疾患の講演会や勉強会などに講師派遣を行う。
- ・妊産婦メンタルケア【妊産婦メンタルケア連携委員会】
大精診として産科、婦人科、地域の精神保健機関との連携を重視し、平成28年2月からスタートした大阪府妊産婦こころの相談センターの事業、また令和6年にスタートした大阪府妊産婦こころネットに協力し、精神科クリニックのある地域で発生した妊産婦のメンタルストレスに、積極的に関与することが求められている。妊産婦のメンタルヘルスに関するエビデンスに基づいた研修を実施する。さらに精神科医のみならず、

【令和7年度事業計画】

妊産婦に関わる全ての精神保健福祉関係者への啓発事業を実施する。

- ・学校精神保健関係者連絡会【学校精神保健委員会】
 - ①学校精神保健に関する情報収集・現状分析
 - ②大阪府健康相談支援体制整備事業への協力
 - ③学校精神保健支援事業・支援体制の検討
 - ④啓発活動への提言

公2(3) 機関誌発行事業【会誌編集委員会】

年1回協会誌を編集・発行する。第50号を令和8年3月に発行予定。

公2(4) 調査研究事業

- ・医業経営アンケート調査【医療経済委員会】
精神科診療所の視点で、医療経済上の問題を分析することを目的に、会員に対してアンケート調査を行い、健全な診療所経営がなされるよう、問題を整理し、改善点を提言していく取組みを毎年 年1回施行してきた。
- ・児童虐待に関わる問題に関連したアンケート調査【児童虐待防止検討委員会】
児童虐待における精神的諸問題に対する勉強会及び啓発活動を行う。

公2(5) 地域精神科医療研究助成事業

- ・地域医療に関する公益事業への助成を行う事業【学術委員会】
現在活動中、あるいはこれから活動に着手する医療研究活動及び地域における精神科医療保健福祉活動を対象に公益の成果をあげるための助成を行う。

II その他当会の目的達成のための諸活動

1 大精協・大精診役員意見交換会

精神科医療保健福祉に関する情勢や動向などについて、大阪府内精神科医療機関として意見交換や情報交換を行い会務運営に活かすことを目的として、精神科病院協会との意見交換会を開催する。

2 定例理事会

毎月第3火曜日の午後8時から10時を原則として、理事会を開催し、会務運営を行う。

3 会員組織強化事業

会員組織強化と活性化のために、新会員の確保とともに賛助会員の入会を勧めていく。

4 会員向けメーリングリスト管理

会員向けメーリングリスト管理運営をおこない、各種必要な情報を提供する。

5 法務支援活動

医師としての法的課題や診療所運営上の法的問題に対して、会員が弁護士に法律相談できるよう枠組みを構築し、運用する。